

丸一社労士事務所 藤根陽子  
〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228  
Tel070-3791-0150 Fax04-7196-6033  
e-mail : fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/>

千葉県社会保険労務士会所属  
登録番号 第 12220001号

野鷲頭の花→



## 外国人労働者向け安全衛生教育教材を労災防止にご活用を！ (最大 14 言語・幅広い業種に対応)

厚生労働省 職場の安全サイトで検索 又は <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



ホームページの各種教材・ツールから業種共通と業種・作業別のマンガ・動画教材を見ることができます。言語対応 (14 言語) は字幕が主ではありますが、スマホで、誰でも繰り返し視聴できます。 [各種教材・ツールサイトへ⇒](#)

対応業種 介護・ビルクリーニング・各製造・建設・自動車整備・宿泊・農業・外食業  
貨物運送業・小売業・林業・鉱業等



## 在職老齢年金の計算方法

厚生年金の被保険者 (又は 70 才以上で厚生年金適用事業所に勤務) であって老齢厚生年金の受給者は、下記の計算により老齢厚生年金が調整されます。

用語 **基本月額** = (加給年金を除いた老齢厚生年金の報酬比例部分の月額)  
**総報酬月額相当額** = (当月の報酬月額) + (当月以前 12 ヶ月の賞与額 ÷ 12)  
(基本月額 + 総報酬月額相当額) ≤ 48 万円 ⇒ 全額支給  
( " + " ) > 48 万円 ⇒ 一部又は全額調整 ⇒

↓調整後の年金支給月額

計算式 =  $\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{万円}) \div 2$

※基本月額と総報酬月額相当の合計が 48 万を超えたとき、超えた額の 1/2 を基本月額から調整(減額)する。

- 留意点
- ・報酬を下げても、すぐに報酬月額は変わらない。(月額変更の適用が必要)
  - ・調整後の年金支給月額が 0 又はマイナスの場合は、加給年金も全額停止となる。
  - ・老齢基礎年金と経過的加算額は全額支給。
  - ・65 歳未満の令和 4 年 3 月以前、基金加入のある場合は、計算方法が異なる。

(前号より有給休暇管理の実務編)

## 年次有給休暇を管理しやすくするための方法

### 1 基準日を年始や年度始めに統一する (大人数、新卒一括採用の事業場向)

入社月ごとに管理している基準日を1つにまとめる管理が有効です。

これにより基準日～基準日の期間が1年に満たない場合は、その長さに応じた日数(比例按分した日数)を付与することで統一できます。

**例**入社から6か月後の10/1に10日付与し、さらに6か月後の翌年4/1に全社的に  
一斉付与とする場合。

⇒翌年10/1の予定付与数は**11日**なので  $11 \text{日} \div 6/12 \text{ヶ月}$   
= 5.5日(6日)を翌4/1に付与

※時期指定義務日数(年5日)も、同様に計算することも認められます。

⇒今年10/1～翌3/31の**18カ月間**なので  $5 \text{日} \times 18/12 \text{ヶ月}$   
= 7.5日以上(8日)を時期指定

### 2 基準日に有給休暇取得計画票を作成する

↓労働者ごとの取得予定表を明示して取得しやすくする。

氏名	基準日	基準日保有日数	年度計	4月取得	5月
佐藤太郎	2023/4/1	5日(繰越分) 20日(今年分)	予定日数	2日	1日
			実取得	4/5 ・ 4/8	5/16 ・ 5/24
				2日	2日
			累計	2日	4日

### 3 計画付与制度を活用する

計画付与には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

協定では①計画付与の対象者 ②対象日数 ③具体的付与方法

④有給数不足の人の扱い ⑤付与日の変更手続について を定めて締結します。

(監督署への届出の必要はありません)

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート!



丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228 Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033

mail:fujii@maru1.co <https://maru1-sr.com/> **丸一社労士 柏市**で検索

特別加入(事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険)も受付けております。